



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号 8818 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員管理統括 堀 貴生
(TEL 06-6202-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 20 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

(員 数) 第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。 (新設) (選 任) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 (任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を定めることができる。 (招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	(員 数) 第 18 条 (現行どおり) <u>2 当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> (選 任) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (任 期) 第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を定めることができる。 (招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日より 3 日前に発するものとする。 ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
---	---

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) 第 24 条～第 26 条 (条文省略) <u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (員 数) <u>第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</u> (選 任) <u>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任 期) <u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) <u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u>	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第 25 条～第 27 条 (現行通り) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
---	---

<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。</u> <u>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会規則)</u> <u>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(常勤監査等委員)
(新設)	<u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より 3 日前に発するもの</u>

(新設) 第 34 条～ 第 35 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 37 条～第 41 条 (条文省略) (附 則) 第 1 条 この定款の変更は、<u>2023 年 6 月 20 日</u>から実施する。 (新設)	<u>とする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></u> (監査等委員会規則) 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令また本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第 31 条～第 32 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 34 条～第 38 条 (現行どおり) (附 則) 第 1 条 この定款の変更は、<u>2025 年 6 月 20 日</u>から実施する。 (監査役責任免除に関する経過措置) 第 2 条 当社は、第 102 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって<u>免除することができる。</u>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更効力発生日

2025年6月20日（金）
2025年6月20日（金）

以 上